

マイライフ・マイスポーツ運動



平成25年4月1日

鹿児島県教育委員会

目次

	ページ
第1章 趣旨及び基本的な考え方	
1 趣旨	1
2 基本的な考え方	1
第2章 「健やかスポーツ100日運動」の成果と今後の課題	
1 成果	3
2 課題	3
第3章 基本方針と今後10年間の基本目標	
1 基本方針	4
2 今後10年間の基本目標	4
第4章 今後10年間に総合的かつ計画的に取り組む施策	
1 運動の普及・啓発	5
2 運動の推進体制の整備	6
3 コミュニティスポーツクラブの設立・育成	6
4 学校体育施設の有効活用	7
5 人材の養成及び有効活用	7

マイライフ・マイスポーツ運動

第1章 趣旨及び基本的な考え方

1 趣旨

平成23年6月にスポーツ振興法が50年ぶりに全部改正され、新たにスポーツ基本法が制定されました。同法第9条に、文部科学大臣は、スポーツの推進に関する基本的な計画を定めなければならないこと、第10条に都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとするが規定されています。

【スポーツ基本法】

(スポーツ基本計画)

第9条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

(地方スポーツ推進計画)

第10条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

国は、この規定に基づき、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ政策の具体的な方向性を示すものとして、平成24年3月に「スポーツ基本計画」を策定し、今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針と、平成24年度から概ね5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示しました。

本県では、平成13年から国のスポーツ振興基本計画を受け、「健やかスポーツ100日運動」などスポーツの振興に関する施策を展開してきたところですが、スポーツ基本法が制定されたことや同法に基づくスポーツ基本計画が策定され、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」、「住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備」、「スポーツ界における好循環の創出と地域におけるトップスポーツと地域スポーツとの連携・協働の推進」など新たな基本方針等が出されたことなどから、本県の実情に即した生涯スポーツ推進のための「マイライフ・マイスポーツ運動」に取り組めます。

2 基本的な考え方

この運動は、国の基本計画を受け、本県の実情に即した生涯スポーツ推進のための基本的な取組として、平成22年6月に制定した「スポーツ振興かごしま県民条例」及

び平成23年7月に策定した「スポーツ振興かごしま基本方針」や文部科学省が平成24年3月に策定した「スポーツ基本計画」を踏まえた上で、平成25年度から平成34年度までの10年間に取り組む生涯スポーツ推進に関する事業等を示します。

【スポーツ振興かごしま基本方針】(抜粋)

《 基本方針の目指す姿》

スポーツの振興による力みなぎる・かごしまの実現
~すべての人々がスポーツに親しみ、スポーツで躍動し、
スポーツで支え合う活力ある社会づくり~

《 基本方針のビジョン》

- 1 生涯スポーツの推進
 - (1) 幼年・少年期のスポーツ
 - (2) 青年・壮年期のスポーツ
 - (3) 高齢者のスポーツ
 - (4) 障害者のスポーツ
- 2 競技スポーツの推進
- 3 スポーツ環境の整備
 - (1) スポーツに対する理解と意識の醸成
 - (2) スポーツ活動の場の充実
 - (3) スポーツによる地域づくりの促進
 - (4) 人材の養成及び有効活用の促進

【スポーツ基本計画】(平成24年3月)における政策目標

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数がゼロに近づくことを目標とする。

「健やかスポーツ100日運動」

県民が主体的・継続的に週2日、年間100日はスポーツ・レクリエーション活動に親しむ。(平成13年～平成24年)

1 成果

- (1) 成人における週1回以上のスポーツ実施率の向上

平成12年度 10.5% 平成23年度 66.8%

県民の意識の高まりやコミュニティスポーツクラブの増加に伴い、スポーツレクリエーションに親しむ県民が増えてきています。

- (2) コミュニティスポーツクラブ¹の増加

平成12年度 2市2クラブ 平成23年度 39市町村58クラブ

2 課題

- (1) コミュニティスポーツクラブの安定した運営支援

コミュニティスポーツクラブは、地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場の提供はもとより、世代間交流など、地域づくりにも寄与しているクラブもありますが、財源や指導者の不足、会員数の伸び悩みなど、運営基盤の脆弱なクラブもあります。また、平成23年度の県民調査によりますと、コミュニティスポーツクラブの認知度が低い状況です。

NPO法人化したクラブ 11クラブ
設立後解散したクラブ 2クラブ
コミュニティスポーツクラブの認知度 38.3%

- (2) コミュニティスポーツクラブの育成強化と市町村担当の意識啓発

県内すべての市町村に、最低1コミュニティスポーツクラブの設置を目指してきましたが、必要性の認識不足などにより未設置の町村があるとともに、立ち上げを目指していても財源や組織運営上の問題などから、実際の活動に入れていない市町村もあります。

未設置市町村 4町村
設立準備中の市町村 14市町村14クラブ

1 本県では、スポーツ活動を通して地域づくりを図る意味もこめ、地域の日常的なスポーツ活動の場として、地域の住民自らが主体となって運営するスポーツクラブのことをコミュニティスポーツクラブと呼んでいます。
文部科学省が平成13年度から育成を推進している総合的地域スポーツクラブのことです。

1 基本方針

【基本方針の目指す姿】

スポーツの振興による力みなぎる・かごしまの実現
～すべての人々がスポーツに親しみ、スポーツで躍動し、
スポーツで支え合う活力ある社会づくり～

「すべての県民が、それぞれの関心や適性に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、スポーツをとおして、支え合うことのできる活力ある社会づくりを目指す」こととする。

「すべての県民」とは...

幼児、児童生徒から成人、さらには高齢者や障害者も含めた本県在住のすべての方です。

「それぞれの関心や適性に応じて」とは...

スポーツは、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足や体力の向上やストレスの発散、生活習慣病やロコモティブシンドローム²の予防などの健康の保持増進、さらにQOL³の向上やノーマライゼーション⁴の推進など、多くの効果をもっています。スポーツに親しむ目的は人それぞれで、年齢や性別等でも異なってきます。

「主体的・継続的」とは...

自分の意志で計画的・継続的に取り組むことです。

「スポーツ・レクリエーションに親しみ」とは...

文部科学省が平成22年8月に策定した「スポーツ立国戦略」では「新たなスポーツ文化」の確立を目指し、「人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視」が掲げられています。また、本県が平成23年7月に策定した「スポーツ振興かごしま基本方針」のなかでも、「スポーツは、「観る」・「支える」の側面からも関わることができます。」とこれからのスポーツ像を示しています。すべての県民一人一人が関心や適性に応じて楽しみながら運動することを目指しますが、競技場やテレビ等で観戦する人、サポーターとしてあるいは指導者やスタッフとして競技者を支える人などもこれからは大切になり、親しんでいると考えます。また「運動する」については、近年増えてきているサイクリングやウォーキングなど、健康の保持増進を意識して行っているものについても含めて考えます。

2 関節・筋肉など体を支えたり動かしたりする運動器の機能が低下し、要介護や寝たきりになる危険が高い状態のことで、運動器症候群とも言います。

3 Quality of Life の略。恵まれた環境で仕事や生活を楽しむ豊かな人生のことで、生活の質とも言います。

4 障害のある人もない人も、互いに助け合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという考え方のことです。

2 今後10年間の基本目標

体力の向上や健康の保持増進はもとより、青少年の健全育成や地域社会の再生など、スポーツに期待される役割を踏まえ、すべての人々がスポーツに親しみ、スポーツで躍動し、スポーツを通して地域の一体感を醸成し、お互いを思いやり、支え合う活力ある社会づくりを創出するため、本運動においては、基本方針に沿って、以下の2つ基本目標を設定します。

基本目標 1 ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進

県民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努め、ライフステージ等に応じたスポーツ活動を推進します。

【数値指標】

指 標	現状（H23）	目標（H34）
成人の週1回以上のスポーツ実施率	66.8%	70%
成人の週3回以上のスポーツ実施率	26.3%	35%

基本目標 2 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

「する」、「観る」、「支える」など県民の多様化するニーズに適切に応え、県民が主体的に参画できるスポーツ環境を整備します。

【数値指標】

指 標	現状（H23）	目標（H34）
市町村におけるコミュニティスポーツクラブの設置率	90.7% (39市町村58クラブ)	早期に100%
コミュニティスポーツクラブの認知度	38.3%	100%

第4章 今後10年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

第3章において掲げた基本目標達成のため、今後10年間で以下の事業等の推進を図ります。

1 運動の普及・啓発

【現状と課題】

- ・ 県のホームページや広報誌等による普及・啓発活動やフェスティバル・県民レクリエーション祭等のイベントにおける普及・啓発活動を行っていますが、高齢者や障害者も含めて、より広く普及・啓発活動を行う必要があります。

【主な取組】

- ・ 県のホームページや広報誌等による普及・啓発活動に加え、市町村にも依頼するとともに、各部局との連携を充実し、広く県民に周知が図れるように努めます。
- ・ スポーツ・レクリエーション「フェスティバル」や県民レクリエーション祭等の

イベントの内容等を見直し、より多くの県民が参加できるようにすることで、普及・啓発活動の充実を図ります。

2 運動の推進体制の整備

【現状と課題】

- ・ 市町村の生涯スポーツ担当者等会議を開催し、県の施策等を説明したり、情報交換等を図っていますが、担当者の意識に温度差が見られ取組に差が現れています。
- ・ 県民のスポーツ・レクリエーション活動等に関する実態調査を隔年で行っていますが、調査方法や内容を検討する必要があります。

【主な取組】

- ・ 生涯スポーツ担当者等会議の内容や方法を見直し、国の方針や県の施策を浸透するとともに、担当者の資質向上や市町村の連携促進を図ります。
- ・ 実態調査の方法について検討し、県民のスポーツ・レクリエーション活動の実施状況及び「観る」、「支える」スポーツに関する実態を把握し、施策の見直し等の活用を図ります。

3 コミュニティスポーツクラブの設立・育成

広域スポーツセンターを核にし、地域のスポーツ活動の拠点となるコミュニティスポーツクラブの設立・育成に努めます。

【現状と課題】

- ・ 県内には平成24年度現在、25市町村に44のコミュニティスポーツクラブがあり、活動していますが、4町村に未だコミュニティスポーツクラブが設置されていません。また、14市町村の14クラブは設立準備中です。
- ・ 文部科学省のコミュニティスポーツクラブへの調査結果から、会員の拡大や財源の確保が課題として示されていますが、本県でも同様の課題が見られます。
- ・ 地域における生涯スポーツ活動の拠点としてのコミュニティスポーツクラブを目指していますが、認知度は平成23年度調査で38.3%と低いため、認知度を高める必要があります。

【主な取組】

- ・ 未設置市町村に対して啓発訪問を行い、設立に向けての取組を行います。
- ・ 育成連絡協議会等を実施し、広域スポーツセンターを核にそれぞれのコミュニティスポーツクラブの連携を図り、クラブの健全育成に努めます。
- ・ 市町村の担当者にコミュニティスポーツクラブの役割を説明し、県民への啓発活動を推奨します。
- ・ コミュニティスポーツクラブを活用したイベントを実施し、育成及び認知率向上

を図ります。

4 学校体育施設の有効活用

【現状と課題】

- ・ 県立高等学校の体育施設を学校教育活動に支障のない範囲で開放し，県民にスポーツ活動の場を提供していますが，コミュニティスポーツクラブの普及等により利用者数が減少しています。
- ・ 市町村においても公立学校等の体育施設開放が行われています。

【主な取組】

- ・ 県立学校の体育施設開放事業について，より多くの県民が利用できるよう，一層の普及・啓発を図ります。
- ・ 市町村の公立学校等の体育施設開放についての実態調査を実施し，より多くの県民に利用できるよう市町村との連携を図ります。

5 人材の養成及び有効活用

【現状と課題】

- ・ 県民のスポーツニーズは多様化しているため，様々な場に応じた適切な指導を行うことができる，質の高い指導者の養成や活用を図る必要があります。

【主な取組】

- ・ 生涯スポーツ指導者育成講座や生涯スポーツ担当者研修会等を開催することにより，質の高い指導者の養成を図ります。
- ・ 広域スポーツセンターや保健，障害者，観光等の他部局との連携等により，指導者の情報について共有化を図りながら，指導者の活用促進を図ります。